

## 入札公告

次のとおり一般競争に付します。

平成26年8月18日

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 竹内 正広

調達機関番号 0170 所在地番号 47

### 1 調達内容

- (1) 品目分類番号 2
- (2) 調達件名及び予定数量 A重油 (JIS 1種2号) 90,000ℓ
- (3) 調達件名の特質等 入札説明書及び仕様書による
- (4) 履行期間 平成26年10月1日～平成26年12月31日
- (5) 履行場所 国立療養所沖縄愛楽園ボイラー室燃料地下タンク及び電気室燃料地下タンク
- (6) 入札方法 落札者の決定は、最低入札落札方式 (1ℓあたりの単価) をもって行うので、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 入札説明会 なし。
- (8) その他 予算決算及び会計令 (以下「予決令」という。) 第80条の規定に基づき単価契約とする。

### 2 競争参加に必要な資格

- (1) 予決令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成25・26・27年度厚生労働省競争参加資格 (全省庁統一資格) において「物品の販売 (鉱物性生産品)」でA、B又はC等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 次の事項に該当する者は、競争に参加できない。
  - (ア) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者。
  - (イ) 経営の状況または信頼度が極度に悪化している者。
- (5) 石油業法に基づく石油製品の販売業の届出をしていることを証明した者であること。
- (6) 厚生労働省から指名停止を受けている期間中ではないこと。

### 3 契約条項等を示す場所

沖縄県名護市字済井出1192番地

国立療養所沖縄愛楽園事務部会計課会計班及び当園ホームページ

### 4 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札書の提出場所及び問合せ先

〒905-1635 沖縄県名護市字済井出1192番地

国立療養所沖縄愛楽園 補給係長 古波蔵 博 0980-52-8311 (内線8021)

(2) 入札説明書等の交付場所

本公告の公示の日から3の場所にて交付する。また、当園ホームページ  
<http://www.nhds.go.jp/~airakuen/> から、入札に必要な書類をダウンロードし  
でも可とする。

(3) 入札書の受領期限

平成26年9月18日 12時00分

(4) 開札の日時及び場所

平成26年9月19日 10時00分

国立療養所沖縄愛楽園管理棟会議室

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項 この一般競争に参加を希望する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類を指定する期日までに提出しなければならない。入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

また、上記書類と併せて、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効 本公告に示した競争に参加する資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をしだ者のした入札、入札説明書、仕様書等で示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。また、入札に参加した者が、(3)の制約書を提出せず、または虚偽の誓約をし、若しくは契約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 手続きにおける交渉の有無 無

以上

【本件担当、連絡先】

住所：沖縄県名護市字済井出1192番地

担当：事務部会計課補給係長 古波蔵博

TEL：0980-52-8331

FAX：0980-52-8967

e-mail: kaikeikk@airakuen.nhds.go.jp

## 入札説明書

国立療養所沖縄愛楽園の入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）及びこれに基づく政令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

### 1 契約担当官等

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 竹内 正広

### 2 調達内容

- (1) 契約件名及び数量 A重油（JIS1 種2号） 90,000 ℓ
- (2) 調達件名の特質等 仕様書による
- (3) 履行期間 平成26年10月1日～平成26年12月31日
- (4) 履行場所 国立療養所沖縄愛楽園ボイラー室燃料地下タンク及び電気室燃料地下タンク
- (5) 入札説明会 なし
- (6) 入札方法

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の蹴数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。なお、入札書の金額欄は円未満切り捨てとする。

ロ 入札者は、入札説明書等を熟覧のうえ入札しなければならない。

この場合において入札説明書等について疑義があるときは、入札書受領の締め切り前までに関係職員の説明を求めることができる。

- (7) 入札保証金及び契約保証金免除する。
- (8) その他、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第80条の規定に基づき単価契約とする。

### 3 競争参加資格

- (1) 次の者は、競争に参加する資格を有さない。

イ 予決令第70条の規定に該当する者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

ロ 予決令第71条の規定に該当する者で、以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後3年を経過していない者。（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまだ同じ。）

(イ) 契約の履行に当たり故意に履行の内容を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしだ者

(ロ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ハ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(ニ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(ホ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(ヘ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり

代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- (2) 平成25・26・27年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）で「物品販売（鉱物性生産品）」のA、B又はC等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。（ただし指名停止期間中にある者は除く。）
- (3) 石油業法に基づく石油製品の販売業の届出をしていることを証明した者であること。
- (4) 次の事項に該当する者は、競争に参加できない。
  - (ア) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者。
  - (イ) 経営の状況または信頼度が極度に悪化している者。

#### 4 入札参加申込手続き

##### (1) 申込方法

この入札に参加しようとする者は、次の書類（証明書等）を受領期限までに提出すること。

##### イ 入札参加申込書

(ア) 燃料油試験成績表に示す重油の納入を証明できる書類

##### ロ 平成25・26・27年度競争参加資格（全省庁統一資格）決定通知書の写

上記イの(ア)とともに、5の(1)の場所に提出期限までに提出すること、なお直接手渡すことが出来ない場合は、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による提出をすることが出来る。この場合、事前に5の(2)にその旨を連絡すること。

#### 5 入札書及び関係書類の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約事項を示す場所及び入札、契約の内容等に関する照会先  
〒 905-1635 沖縄県名護市字済井出1192番地  
国立療養所沖縄愛楽園事務部会計課会計班補給係  
電話 0980-52-8331 内線8021

- (2) 仕様書の内容等に関する照会先

上記(1)に同じ

- (3) 証明書等の受領期限

平成26年9月18日 12時00分まで

- (5) 入札書の受領期限

平成26年9月18日 12時00分まで

- (6) 入札書の提出方法

##### (i) 入札書の記載事項

a 契約件名は、定められた件名を記載するものとする。

b 入札者は、特に指示ある場合を除き、総価で入札しなければならない。

c 入札書に記載する日付は、入札書を提出する日又は郵送の日とする。

d 入札書には、入札者等の住所及び氏名を記載し、押印（法人にあっては、所在地、法人名及び代表者の氏名を記載し、代表者印を押印）しなければならない。ただし、外国人にあっては署名をもって押印に代えることができる。

なお、代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む）をしておくとともに、開札時まで委任状を提出しなければならない。

e その他必要な事項を記載するものとする。

- (ii) 入札書の提出

- a 入札書は、入札書の受領期限までに原則、直接提出するものとし、やむを得ない場合は、支出負担行為担当官等あて郵送等することができる。
- b 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒に法人名等（代理人を含む。）及び契約件名、開札年月日、「入札書在中」を朱書するものとする。  
また、郵送等する場合には、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」、中封筒に法人名等（代理人を含む。）及び「契約件名、開札年月日」をそれぞれ朱書するものとし、入札書の受領期限までに到達するように提出しなければならない。
- c この入札に参加を希望する者は、入札書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない

#### (7) 入札の無効

- イ 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札及び次の各号の1に該当する入札は無効とする。
  - (イ) 委任状が提出されていない代理人のした入札
  - (ロ) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札
  - (ハ) 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
  - (ニ) 金額を訂正した入札
  - (ホ) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
  - (ヘ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を乱し、若しくは不正の利益を得るため連合した者の入札
  - (ト) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
  - (チ) 入札時点において、当本部から指名停止措置を受け、指名停止期間中にある者のした入札
  - (リ) 資格審査関係資料等が支出負担行為担当官が行う審査の結果、不適格とされた者のした入札
  - (ル) 5の(6)のロの(イ)のcの誓約書を提出せず、また虚偽の誓約をし、若しくは宣誓書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

#### (8) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、若しくは入札の執行を延期し、又はこれを取り止めることがある。

#### (9) 開札の日時及び場所

平成26年9月19日10時00分  
沖縄県名護市字済井出1192番地  
国立療養所沖縄愛楽園管理棟2階会議室

#### (10) 開札

- イ 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ロ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。
- ハ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

二 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

## 6 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札者に要求される事項

入札者等は、入札公告、説明等で定められた要件を証明した書類を指定した期限までに提出しなければならない。

また、開札日の前日までの間において、契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(3) 落札者の決定方法 最低価格落札方式とする。

イ 本入札説明書に従い書類・資料を提出したうえで、入札書を提出した入札者であって、この説明書に明記された競争参加資格を満たすことの出来ること及びその他の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ最低価格をもって有刻な入札を行った者を落札者とする。

ロ 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

ハ 契約は、見積もった契約希望単価（消費税を含む）による単価契約とする

(4) 契約書の作成

イ 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を作成し取り交わすものとする。

ロ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に契約担当官等が当該契約書の案の送信を受けてこれに記名押印するものとする。

ハ 上記ロの場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

二 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ本契約は確定しないものとする。

(5) 支払条件 仕様書による

(6) 競争参加資格の確認のための書類

イ 資料等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

ロ 契約担当官等は、提出された書類を競争参加資格の確認以外に無断で使用することはない。

ハ 一旦受理した書類は、返却しない。

二 一旦受理した書類の差し替え及び再提出は認めない。

(7) 異議の申立

入札者は、入札後、この入札説明書、契約書案等についての不明を理由として異議申し立てることはできない。

(8) 契約条項

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

乙が、次に掲げる各号のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）
  - 二 納付命令又は独占禁止法第7条の規定に基づく排除措置命令（次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
  - 三 納付命令又は排除措置命令により、乙に独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙にして命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
  - 四 この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該機関を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
- (9) その他については、契約書、仕様書による。

以上。





## ボイラー燃料購入仕様書

- 1 件名 平成26年度第3四半期A重油の購入
- 2 目的 本調達物品は、国立療養所沖縄愛楽園において使用するボイラーによる給湯及び電気室非常用発電装置のために使用する燃料を買い入れるものである。
- 3 適用範囲 この仕様書は、国立療養所沖縄愛楽園がボイラーによる給湯設備及び電気室非常用発電装置に供給する燃料について規定する。
- 4 品目（品質・規格） A重油（JIS 1種2号）
- 5 数量（予定数量） 90,000リットル
- 6 納入（給油）場所 国立療養所沖縄愛楽園ボイラー室燃料地下タンク及び電気室燃料地下タンク内とする。
- 7 契約期間 平成26年10月1日から平成26年12月31日まで
- 8 納入期限 園の指定した日（その都度通知する。）
- 9 搭載車輛・給油方法 大型タンクローリー車による配送・給油とする。
- 10 その他
  - (1) 上記5の数量は契約期間の予定を示したものであり、増減が生じても異議の申し立てをしてはならない。
  - (2) 燃料油の搭載・運搬・給油に際しては関係法令等を遵守すること。
  - (3) 燃料油の搭載数量、納入日時及び納入場所の変更等の通知があった場合は、休日等にかかわらずこれに応じること。
  - (4) 燃料油の搭載数量、納入日時及び納入場所の変更等の通知があった場合は、真に止むを得ない場合を除き、これに応じること。
  - (5) 燃料油搭載に際しては、当園係官等の指示に従い必要なときは、納入前に社内試験成績書を提出し、検査職員の確認を受けること。
  - (6) 本調達案件について、知り得た当園の業務上の秘密を、第三者に漏えいしまたは、利用してはならない。
  - (7) 契約履行にあたり疑義が生じた場合及び本仕様書に明記されていない事項について、ボイラー職員等から要求を受けた場合には、当園会計班の係員に報告し、その指示に従うこと。
  - (8) 支払については、履行完了後1月分を纏めて請求し、翌月末に支払うものとする。



(別紙1)の記入例

入札書(第 回目)

品名 A重油(JIS1種2号)

入札金額 金 \_\_\_\_\_円也 (1リットル当たり)

入札説明書及仕様書並びに契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名) ○○○○株式会社

代表取締役社長 ○○○○ 印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 竹内 正広 殿

※ 委任状は必要ありません。

(別紙1)

入札書(第 回目)

品 名 A 重 油 (J I S 1 種 2 号)

入札金額 金 \_\_\_\_\_ 円也 (1リットル当たり)

入札説明書及び仕様書並びに契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 竹内 正広 殿

(別紙2)の記入例

入札書(第 回目)

品名 A重油(JIS1種2号)

入札金額 金 \_\_\_\_\_円也(1リットル当たり)

入札説明書及び仕様書並びに契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

入札書の提出日を記入する(以下、同じ。)

平成 年 月 日

(住所)

(氏名) OOOO株式会社

代表取締役社長 OOOO ※押印はいらない

代理人

OOOO株式会社△△支店

支店長 △ △ △ △

印

支店長の  
印を押印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 竹内 正広 殿

※ 委任状は、別紙5の様式を提出する。

(別紙2)

入札書(第 回目)

品 名 A 重 油 (J I S 1 種 2 号)

入札金額 金 \_\_\_\_\_ 円也(1リットル当たり)

入札説明書及び仕様書並びに契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)

代理人

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 竹内 正広 殿

(別紙3)の記入例

入札書(第 回目)

品名 A 重油(JIS1種2号)

入札金額 金 \_\_\_\_\_ 円也 (1リットル当たり)

入札説明書及び仕様書並びに契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名) ○○○○株式会社

代表取締役社長 ○○○○ ※ 押印はいらない

代理人

△ △ △ △

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 竹内 正広 殿

※ 委任状は、別紙6の様式を提出する。

(別紙3)

入札書(第 回目)

品 名 A 重 油 (1種2号)

入札金額 金 \_\_\_\_\_円也 (1リットル当たり)

入札説明書及び仕様書並びに契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)

代理人

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 竹内 正広 殿



(別紙4)の記入例

入札書(第 回目)

品名 A重油(JIS1種2号)

入札金額 金 \_\_\_\_\_円也(1リットル当たり)

入札説明書及び仕様書並びに契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名) OOOO株式会社

代表取締役社長 OOOO ※ 社長の印はいらない。

復代理人

△ △ △ △

印

入札に参加  
する人の印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 竹内 正広 殿

※ 委任状は、別紙6及び別紙7を提出する。

(別紙4)

入札書(第 回目)

品名 A重油(JIS1種2号)

入札金額 金 \_\_\_\_\_円也(1リットル当たり)

入札説明書及び仕様書並びに契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)

復代理人

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 竹内 正広 殿



(別紙5) の記入例

# 委任状

平成 年 月 日

入札書の提出日(以下、同じ。)

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 竹内 正広 殿

委任者(競争参加者)

住所

氏名 ○○○○株式会社

代表取締役社長 ○○○○ 印

本店社長の印

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

## 記

受任者(代理人)

住所

氏名 ○○○○株式会社△△支店

支店長 △ △ △ △

委任事項

1. 入札及び契約の締結に関する事
2. 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する事
3. 契約物品の納入及び取り下げに関する事
4. 契約代金の請求及び受領に関する事
5. 復代理人の選任に関する事
6. その他上記に付随する一切の事

入札書の提出日から開札日迄(以下、同じ。)

委任期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

受任者(代理人)使用印

受任者使用印	支店長の印鑑

※ 入札書は、様式2を提出する。

(別紙5)

# 委任状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 竹内 正広 殿

委任者（競争参加者）

住所

氏名

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（代理人） 住所

氏名

委任事項

1. 入札及び契約の締結に関する事
2. 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する事
3. 契約物品の納入及び取り下げに関する事
4. 契約代金の請求及び受領に関する事
5. 復代理人の選任に関する事
6. その他上記に付随する一切の事

委任期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

受任者（代理人）使用印

受任者使用印

(別紙6) の記入例

# 委 任 状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 竹内 正広 殿

委任者（競争参加者）

住所 □ □ □ □

氏名 ○○○○株式会社

代表取締役社長 ○○○○ 印

社長の印鑑  
を押印す  
る。

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委 任します。

記

受任者（代理人）

住所 □ □ □ □

氏名 ○○○○株式会社

△ △ △ △

委任事項 A重油（平成 年 月 日～平成 年 月 日）の入札に関する一切の  
権限

委任期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

受任者使用印

入札に参  
加する人  
の印鑑

※ 入札書は、別紙3を使用する。

(別紙6)

# 委任状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立療養所沖繩愛楽園事務部長 竹内 正広 殿

委任者（競争参加者）

住所

氏名

印

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（代理人） 住所

氏名

委任事項 A重油（平成 年 月 日～平成 年 月 日）の入札に関する一切の権限

委任期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

受任者使用印

受任者使用印

(別紙7)の記入例

## 委任状

復代理人(入札  
に参加する人)

私は××××を〇〇〇〇株式会社代表取締役社長〇〇〇〇(競争参加者)の復代理人と定め、平成  
年 月 日貴園において執行される「〇〇〇〇」の入札に関する下記の権限を委任します。

A重油

記

委任事項 A重油(平成 年 月 日~平成 年 月 日)の入札に関する一切  
の権限

委任期間 平成 年 月 日~平成 年 月 日

受任者(復代理人)使用印

受任者使用印

復代理人(入札に  
参加する人の私印)

(住所)

(氏名) 〇〇〇〇株式会社△△支店

支店長△ △ △ △ 印

復代理人が所  
属する支店の  
支店長印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 竹内 正広 殿

※ 別紙5の委任状も提出する。

※ 入札書は、別紙4の様式を使用する。



平成 年 月 日

(別紙7)

## 委 任 状

私は、 を (競争参加者)  
の復代理人と定め、平成 年 月 日貴園において執行される「A重油」の入札に関する下  
記の権限を委任します。

### 記

委任事項 A重油(平成 年 月 日～平成 年 月 日)の入札に関する一切の権  
限

委任期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

受任者(復代理人)使用印

受任者使用印

(住所)

(氏名)

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 竹内 正広 殿

## 誓約書

私

当社

は、下記1及び2のいずれにち該当しません。また、将来においても該当することはありません。この誓約書が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店もしくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

平成 年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。



## 単 価 契 約 書 (案)

下記の物品の購入について、支出負担行為担当官国立療養所沖縄愛楽園事務部長竹内 正広  
(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、  
次の各条項により契約を締結する。

品 名	品 質・規 格	単 位	単 価	うち消費税額	備 考
A重油	JIS1種2号	㍴	円	円	

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、算出した額である。

この契約にかかる契約保証金は免除する。

### (契約期間)

第1条 契約期間は、平成26年10月1日から平成26年12月31日までとする。

ただし、本契約期間中に市価に著しい変動があると認めるときは、甲・乙協議のうえ単価を変更することができる。

### (契約履行の場所等)

第2条 乙は、甲の指定する数量を指示する日時及び場所に納入しなければならない。なお、納入場所は国立療養所沖縄愛楽園ボイラー室燃料地下タンク及び電気室燃料地下タンクとする。

### (売掛債権担保融資保証に係る譲渡禁止特約の解除)

第3条 乙(中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条に定める中小業者)は、本契  
によって生じる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはな  
らない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の  
2に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定  
する特定目的会社及び信託業法(平成16年法律第154号)第2条第2項に規定する信託会社に対  
して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づ  
いて、特定目的会社及び信託会社(以下「丙」という。)に債権の譲渡を行い、乙が甲に対し民法  
(明治29年法律第89号)第467条及び債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する  
法律(平成10年法律第104号)第2条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行い若しくは乙  
が特定債権等に係る事業の規制に関する法律(平成4年法律第77号)に規定する公告を行った  
場合にあっては、甲は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

- ① 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- ② 丙は、譲渡対象債権を第1項ただし書きに掲げる者以外者に譲渡し又はこれに質権を設定しそ

の他債権の帰属並びに行使を害すべきことはできないこと。

③甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら乙と丙との間において解決されなければならないこと。

3 第1項ただし書きに基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う支弁の効力は、予算決算及び会計令〈昭和22年勅令第165号〉第42条の2に基づき、甲が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

4 乙は、前項のただし書きの規程による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を甲に届け出なければならない。

#### （所有権移転前の損害の負担）

第4条 物品を甲の指定する場所に納入し、第5条に規定する検査を完了するまでの間において、物品上に生じた損害については、その損害が甲が負うべき重大な過失による場合の外は、甲はその補償の責任を負わない。

#### （納入及び検査）

第5条 乙は契約物品を納入しようとするときは、その旨を甲に通知した後、甲の指定する場所に搬入しなければならない。搬入に要する費用は、乙の負担とする。

2 乙が搬入を終了したときは、甲は遅滞なく立ち会いのうえ現品を確認し、指定の場所に納入させるものとする。

3 甲は納入のあった日から10日以内に検査を完了しなければならない。

4 検査完了後は、甲は物品の引き渡しを完了した旨を乙に通知しなければならない。

5 物品の納入はローリー車によるものとし、各車両毎に納品書（ローリー車に積み込んだ時の温度、比重、換算計数を付記したものとする。）を提出しなければならない。

6 検収は、油温15℃に換算した数量であるものとする。

7 検収単位は、リットルとし単位未満は切り捨てるものとする。

8 物品納入のときに、ローリー車より資料を採取して品質検査（工業分析）を行う。なお、この品質検査は当該契約期間中に1回以上行うものとし品質検査等に要する一切の費用は、乙において負担するものとする。

#### （不合格品の引き取り）

第6条 物品の品質・構造・形状は、甲の検査に合格するものでなければならない。なお、検査の結果、不合格の場合は取替えなければならない。

2 前項の取り替えをした場合であっても納期に遅れることはできない。

3 検査のため物昂の性能・形状を変じ、又は消耗した場合でもその損失はすべて乙の負担とし、契約数量中にこれを算入しない。

#### （納入前の調査）

第7条 甲は必要がある場合は、乙の事務所及び契約物品の製造又は保管場所を視察し必要な指導監督を行い、関係書類を調査することができる。

#### (過納品の引き取り)

第8条 納入物品に不合格又は過納品があった場合は、甲の指定した期限内に乙はこれを引取らなければならない。もし、引取らないときは、甲はこれを他所に運搬することもあり、この場合乙はこれを拒むことができないのみならず、この費用及び甲が受ける損害を負担するものとする。

#### (納入期限の延伸)

第9条 乙の責に帰する事由により納期までに納入を完了することができない場合で、納期後に納入する見込みのあるときは、甲は乙から遅滞料を徴収して納期を延長することができる。

2 前項の遅滞料は、納期の翌日から起算して履行した日までの回数に応じて、1日につき遅延となった部分に相当する額に対して、100分の1の率により算出した額とする。

3 天災、その他乙の責に帰しがたい事由により、納期内に物品を納入することができないときは、納期日までに乙はその事由を詳記して納期の延長を請求することができる。甲はその事由が正当と認められた場合は、これを許可し納期を延長することができる。

#### (契約代金の支払の時期及び方法)

第10条 乙は物品納入後1月分をとりまとめ甲に請求書を提出する。

2 甲は前項の適法な支払請求書を受理した日から起算して30日(以下「支払期日」という。)以内に契約代金を支払うものとする。

#### (支払遅延に対する遅延利息の額)

第11条 甲は前条第2項の期限内に支払いをしないときは、支払期日の翌日から起算し支払いする日までの日数に応じ、未払金額に対し年2.9%の割合で計算した金額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、その額が100円未満のときは支払わない。

#### (甲の解除権)

第12条 甲は乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

一 乙が納期までにこの契約を履行する見込みがないとき。

二 乙が第3条の規定に違反したとき。

三 前2号に掲げる場合のほか、乙が契約に違反したことにより、契約の目的を達することができないと認められるとき。

四 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)

五 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第8条の4第1項の規定による必要な指置を命ぜられたとき、同法第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項の規定に規定する納付命令が行われたとき、並びに同法第53条第1項の規定による審判手続きを開始されたとき。

#### (乙の解除権)

第13条 乙は甲が契約に違反したことにより、納入が不可能となったときは、この契約の全部若しくは一部を解除することができる。

#### (賠償金)

第14条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲がこの契約を解除するか否

かを問わず、賠償金として甲に生じた実際の損害額又はこの契約が第1条に規定する契約期間の終期まで継続した場合に甲が支払うべき金額（契約期間を定めない場合は契約代金額）の10分の1に相当する額のいずれか多い額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

一 第12条第4号の刑が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第49条第1項に規定する排除措置命令又は、第50条の第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が同法第49条第7項又は第50条第5項の規定により、確定したとき。

三 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第65条、第66条第1項、第2項又は第3項並びに第67条の規定による審決（同法第66条第3項による原処分を全部を取り消す審決及び第67条第2項による該当する事実がなかったと認める場合の審決を除く。）を行い、当該審決が確定したとき（独占禁止法第77条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）

四 公正取引委員会が乙に刻して行った審決に対し、乙が独占禁止法第77条の規定により提起した審決取消しの訴えについて請求棄却又は訴え棄却の判決が確定したとき。

2 乙は契約の履行を理由として、前項の賠償金を免れることができない。

3 甲は第12条第1項一、二、三の規定により契約を解除した場合において損害を生じたときは乙に対して損害賠償を請求することができる。

4 乙は第13条の規定により契約を解除したときは、乙が直接受けた損害額を甲に請求することができる。

5 前4項によるほか、別に法令（製造物責任法等）の規定がある場合にはその法令の規定によるものとする。

（談合等の不正行為に係る解除）

第15条 甲は、本契約に関して次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第16条 乙は、本契約に関し次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法

第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第66条第4項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

四 乙または乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第17条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第18条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず本契約を解除することができる。

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員または支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第19条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為。

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。

(4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為。



(5) その他前各号に準ずる行為。

(表明確約)

第20条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者という。」）を下請負人等（下請負人（下請が委員次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下に同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第21条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を確認したとき、または正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第22条 甲は、第18条、第19条及び第21条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何らの賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第18条、第19条及び第21条第2項の規定により本契約を解除した場合において甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第23条 乙は、自らまたは下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求または業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、または下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(再委託)

第24条 乙は、委託業務の全部を第三者に委託することはできない。

2 乙は、再委託する場合には、様式1により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。

3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

4 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

(再委託先の変更)

第25条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第2項ただし書に該当する場合を除き、様式2の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(履行体制)

第26条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した別紙1の履行体制図を甲に提出しなければならない。

2 乙は、別紙1の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式3により履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合には、届出を要しない。

- (1) 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。
- (2) 事業参加者の住所の変更のみの場合。
- (3) 契約金額の変更のみの場合。

3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

（瑕疵担保）

第27条 甲は、納入現品について納入後1年以内に隠れた瑕疵を発見したときは、直ちに乙に期限を指定して他の良品と引き換えさせ、若しくは修理させ、又は損害賠償金を支払わせることができる。

（紛争の解決方法）

第28条 この契約について甲・乙間に紛争又は疑義が生じたときは、甲及び乙は誠意を持ってその解決にあたるものとし、なお解決できない場合は必要に応じて甲・乙協議の上選定した者に調停を依頼する。

（補則）

第29条 この契約に定めのない事項については必要に応じて甲・乙協議して定める。

上記の契約締結を証するため本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者（甲） 沖縄県名護市字済井出1192番地  
支出負担行為担当官  
国立療養所沖縄愛楽園事務部長 竹内 正広 印

受注者（乙）



様式1

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

〇〇〇〇 殿

名称

代表者氏名

印

### 再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

#### 記

1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 委託を行う合理的理由
4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式2

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

〇〇〇〇 殿

名称  
代表者氏名

印

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式3

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

〇〇〇〇 殿

名称  
代表者氏名

印

履行体制図変更届出書

契約書第18条の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図

## 履行体制図

## 【履行体制図に記載すべき事項】

- 各事業参加者の事業名及び住所
- 契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- 各事業参加者の行う業務の範囲
- 業務の分担関係を示すもの

## 【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	東京都〇〇区・・・	円	
B			